

平成 27 年 10 月 27 日

各 部 ・ 室 ・ 課 長

福知山市長 松 山 正 治

平成 2 8 年度 予算 編成 方針 について ( 通知 )

平成 2 8 年度 予算 編成 方針 を 次の とおり 定め た の で 通知 し ます 。

# 平成28年度予算編成方針

## 1 国の動向と社会経済情勢

### (1) 国の動向

『1億総活躍社会』を旗印に掲げ10月7日に発足した第3次安倍内閣は、『戦後最大のGDP600兆円』、『出生率1.8』、そして『介護離職ゼロ』の目標に向かって「新3本の矢」を放ち、引き続き「アベノミクス」を推進し、地方創生に取り組む決意を国民に示した。

『地方創生』については、国全体の人口減少、東京一極集中、地域経済の停滞を踏まえ、国、府、市それぞれが策定した「人口ビジョン」と「総合戦略」を連携させ、縦割りと横の重複を排しながら人口減少を食い止め、地方の可能性を引き出しその活力を回復させる試みであり、まちづくり当事者の自覚と自助努力の覚悟を改めて促すものである。

### (2) 社会経済情勢と地方の課題

これまで国は、すべての国民が一定水準の生活環境を維持し、均衡ある発展を目指すために、地方にも都市部に匹敵するインフラを構築するなど、積極的に財源措置を講じてきた。

しかし地方では、高齢化が進行する一方で若者人口の流出が止まらず、産業やコミュニティーの疲弊等の現実直面している。

今回の地方創生の機運はこの現実を国を挙げて挑戦するとされた好機であり、国、府に依存するのではなく、自ら到達点を決定し自らの責任でこれを目指す努力が今、問われている。

## 2 本市の財政状況と今後の展望

### (1) 平成26年度決算状況等（一般会計）

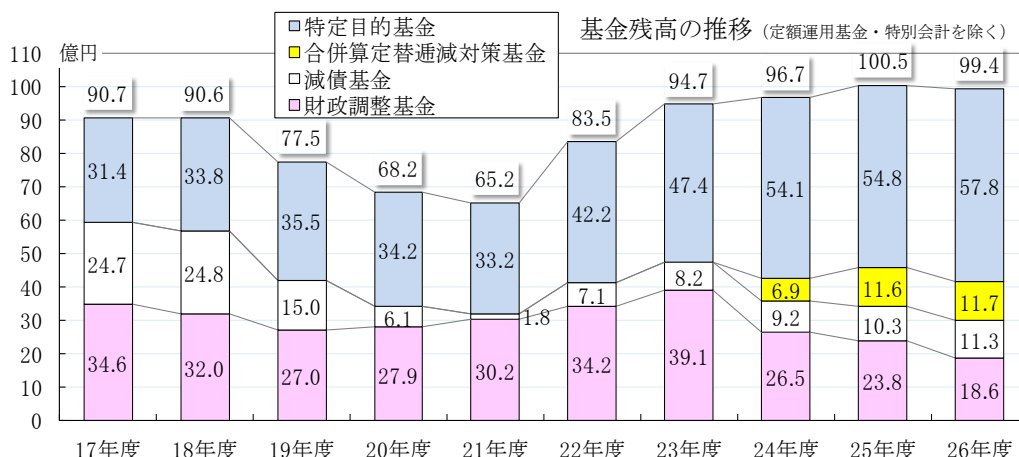
平成26年度の一般会計の決算規模は災害復旧復興事業が起因し、平成24年度に次ぎ過去2番目の大型決算となった。普通交付税等の合併特例加算額17.5億円の効果もあり実質収支で8.6億円の黒字決算となったが、災害関連の支出を財政調整基金の取崩しで対応したことを控除した実質単年度収支では9.5億円の赤字となった。

市税決算は116.1億円で対25年度比2.2億円の増、地方交付税は0.9億円の減となったが、人口減少や来年度から合併算定替の縮減期に移行することを考慮すれば合計ベースでは中長期的に漸減の見通しである。

基金残高は合計で100億円近い残高を維持しているが、3年連続で取崩した財政調整基金の残高は18.6億円と、過去10年で最低の水準に落ち込み、今後の回復が急務となっている。

(単位:千円、%)

| 区 分              | 平成26年度     |
|------------------|------------|
| 歳入総額 ①           | 44,374,750 |
| 歳出総額 ②           | 42,554,194 |
| 歳入歳出差引額①－②＝③     | 1,820,556  |
| 翌年度へ繰越すべき財源④     | 962,250    |
| 実質収支③－④＝⑤        | 858,306    |
| 単年度収支 ⑥          | △ 97,573   |
| 積立金(財政調整基金)⑦     | 3,384      |
| 繰上償還金(任意)⑧       | 141,515    |
| 積立金取崩し額(財政調整基金)⑨ | 1,000,000  |
| 実質単年度収支⑥＋⑦＋⑧－⑨   | △ 952,674  |



## (2) 財務指標（普通会計）と今後の課題

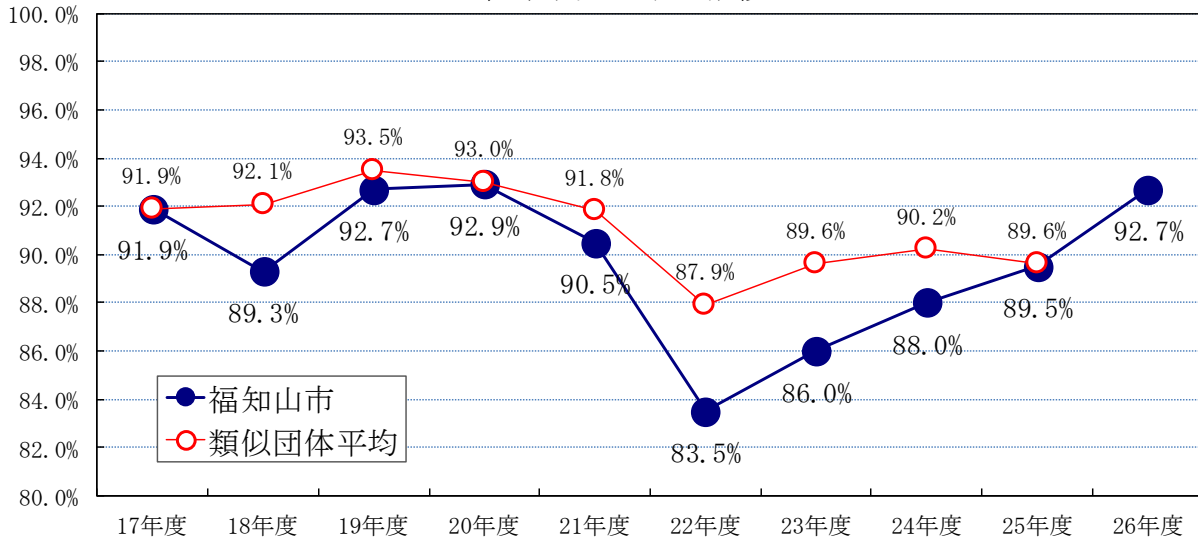
普通会計で算定する経常収支比率は前年度から 3.2 ポイント悪化し 92.7%となった。分母の経常一般財源総額は普通交付税と臨時財政対策債が合計で 4.5 億円減少したことが主因となり前年度から 1.1 億円減少し、248.7 億円となった。

一方、分子は前年度から 6.9 億円増加し 230.6 億円となった。人事院勧告に準じて人件費が、救急医療体制の拡充に伴い病院事業会計への負担金が、また自立支援給付（障害福祉サービス等）等の扶助費が増加したことなどが主な要因である。

増加需要は年度により様々だが、それに見合う他事業の抑制が伴わなければ分子の拡大が継続し、近い将来、経常収支比率 100%超えが現実化する。これを放置すれば経常的な行政サービスを当該年度の歳入で賄えず、基金（過去の蓄え）の取り崩しなど臨時的な収入に頼った不安定な財政運営に陥る恐れが高い。

その場合、『地方創生』は財源の裏づけを欠いた画餅のまま達成なき理念で終わることとなるため、財政構造の硬直化に歯止めをかける行政改革などの全庁的な取組みが必須となる。

経常収支比率の推移



## 3 予算編成の基本的な考え方

平成 28 年 6 月には任期満了に伴う市長選挙が実施される。また合併後 10 年を経過し特例措置の縮減期に移行する最初の年であり、新しい福知山市の創生を賭けた節目の年でもある。

このため来るべき平成 28 年度は、既に着手した重要施策を切れ目なく展開するとともに、平成 26 年度までの決算に現れた財政硬直化の傾向に歯止めをかけ、『地方創生』関連施策の実効性を担保する財政基盤の再構築が予算編成上の最重要課題となる。

ことから、以下の 3 点を基本的な考え方とする。

市長選挙を控えた骨格予算

大型継続事業の推進  
(当初予算計上)

3つの計画の連携を具現化

### (1) 市長選挙を控えた骨格予算

市長選挙を 6 月に控えた平成 28 年度当初予算は骨格予算とし、6 月選挙後の補正予算において肉付けを行い本予算とするものとする。

これに伴い、市単独の新規拡充施策をはじめ、現在の市長マニフェスト事業についても原則として肉付け予算の対象とするが、現行マニフェスト事業は施策の継続性にも鑑みて次のとおりの取扱いとする。

### ＜市長マニフェスト事業の取扱い＞

- 原則として当初予算計上を見送り、6月補正にて肉付けを行い本予算とする
- 扶助費・施設の維持管理経費を中心に当初予算の計上が必要と判断されるものは骨格予算に含めて当初予算で計上
- マニフェスト事業は松山市長1期・2期とも対象とする
- 個別マニフェスト事業の取扱いは予算編成の過程を通じて調整する

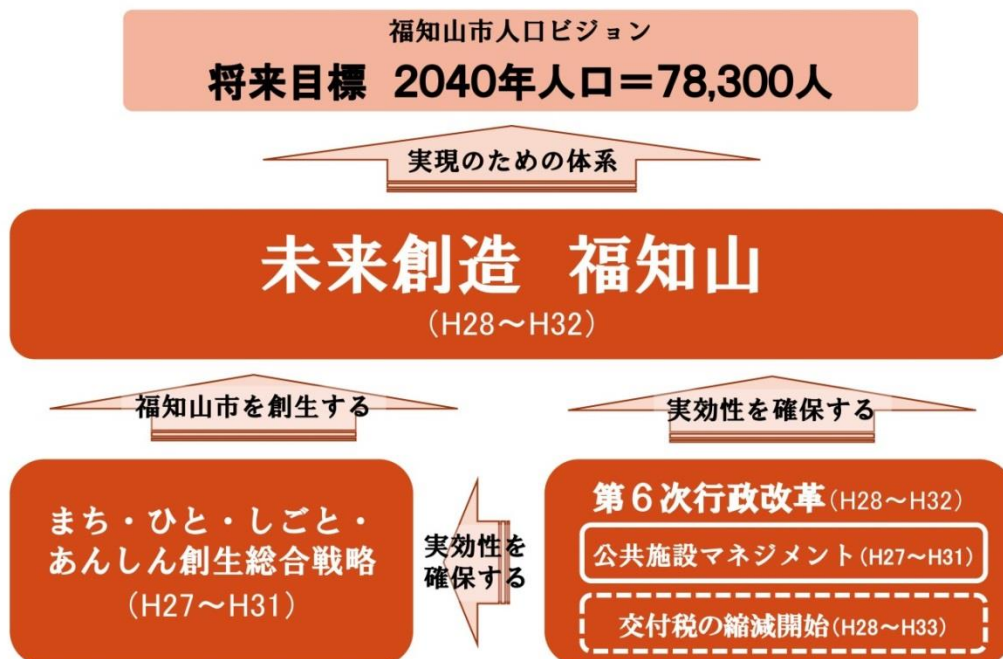
### (2) 大型継続事業の推進（当初予算計上）

平成25、26年度の連年災害を踏まえ国・府・市協調体制により既に着手している総合的な治水対策、有識者も交えて民間移譲の方針が決定したe-ふくちやま事業の譲渡準備、定款議決を経て法人設立認可申請を行った福知山公立大学開学関連の各事業は、その円滑な進捗を図るため当初予算に計上する。

- **総合的な治水対策の推進(H27～H31)**  
国府、地元と緊密に連絡調整し、計画に基づき有利な財源を確保しながら  
所要の事業費を計上
- **e-ふくちやまの民間譲渡(H27中に譲渡先決定)**  
譲渡先の決定後、円滑な移譲に向けて所要の予算を計上
- **福知山公立大学の開学(H28.4月)**  
北近畿唯一の公立大学の開学に伴い、大学法人に対する運営交付金を計上

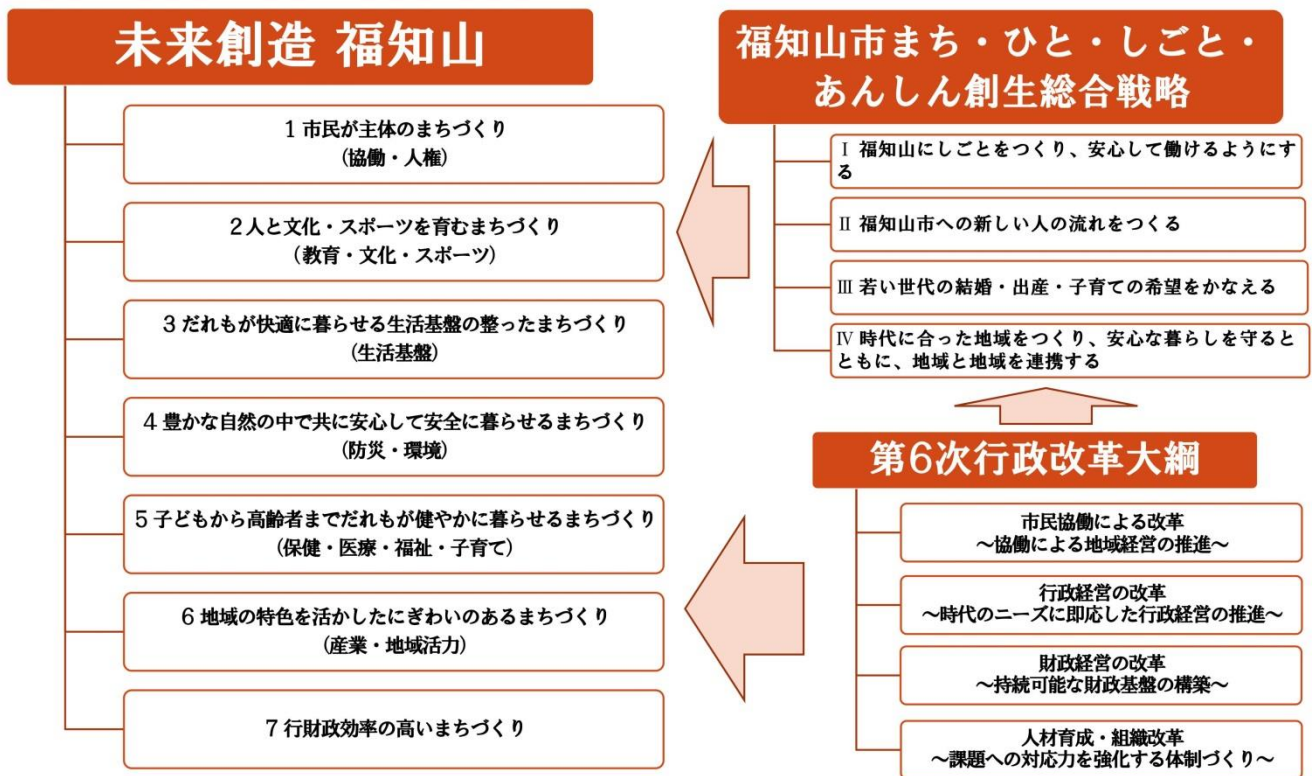
### (3) 3つの計画の連携を具現化

平成27年度を最終年度とする第4次福知山市総合計画の次期計画となる『未来創造 福知山』、同じく計画を更新し初年度となる『第6次福知山市行政改革大綱』のほか、地方創生を展開するための福知山市版総合戦略『まち・ひと・しごと・あんしん創生総合戦略』の本格的な展開を有機的総合的に整合させ、経営資源を最大限有効活用するための諸施策を立案し、必要な事業費を計上することとする。



## 4 平成 28 年度予算編成の基軸

「3 予算編成の基本的な考え方」を踏まえ、施策の各体系は次のとおりとなるので、これに沿って各事業を立案し、既存事業についてもこれらの目的達成のために必要な見直しを図り、適切な成果指標を定めて立案・計上を行うこと。



## 5 普通交付税特例加算の縮減開始

### (1) 合併算定替特例加算の縮減

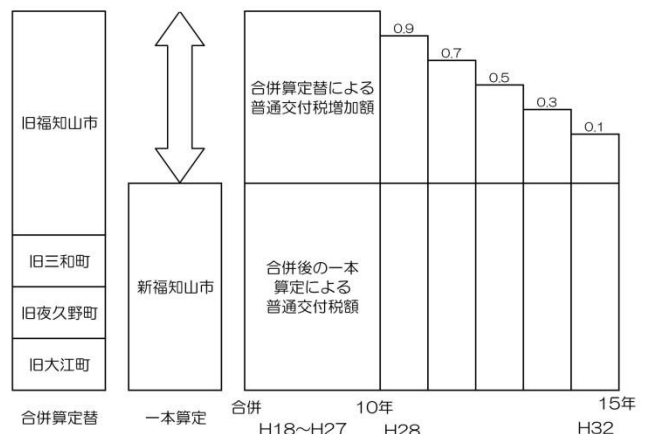
これまで単年度あたり最大で19.6億円の加算を受けてきた普通交付税が28年度から段階的に縮減される。平成26年度の算定方法見直しで縮減額はその約4割にとどまる見通しとなったが、他方で平成29年度から消費税率が10%に引き上げられる影響で経常的歳出が一層拡大する(参考:消費税率5→8%引上げによる一般会計歳出増加額は約3.5億円)と予想される。

この展望の下、各事業において安易な現状維持を繰り返しては財政運営の自由度が徐々に低下するのみならず、福知山市の創生にも関わる3(2)の大型継続事業の進捗が滞ることにもなりかねないため、既存事業についても特段の事情がない限り、総額における抑制が不可欠である。

### 普通交付税(臨時財政対策債を含む)の展望

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 普通交付税特例加算の縮減 7.5億円 |         |
| H28(初年度)           | H29~H32 |
| 0.75億円/年           | 1.5億円/年 |

平成18年度から10年間にわたり受けてきた普通交付税(臨時財政対策債を含む)の特例加算措置が28年度からは5年間かけて段階的に縮減





## (2) 合併特例債活用事業の選別

充当率、交付税算入率がともに高く市単独事業にも活用することができる合併特例債は、投資的事業に対して非常に有利な財源であり、本市の発行可能（上限）額 269.7 億円のうち、平成 27 年度までの累計発行額は 212.9 億円となる見込みである。

しかしながらその発行期限は、本市の場合平成 32 年度までと決まっており、今後 5 か年の本市の投資的事業の総量と、後年度の公債費負担のバランスを考慮しながら、計画的に最大限活用していく必要があり、予算編成を通じて当該期間中の活用事業を選別することとする。

### 合併特例事業債の活用事業の選別



合併特例債は充当率95%、交付税算入率70%の有利な財源

ただし発行期間はH32まで

H18～H32の発行可能総額は269.7億円

今後5年間での活用可能額は56.8億円

通常メニューの市債を最大限振替え

## 6 「次世代へつなぐ新たな改革」 — 第6次行政改革の実行

本市を取り巻く課題を踏まえ、今後訪れる人口減少に伴う都市の縮小や逼迫する財政状況など厳しい環境に対応し、市民満足度のさらなる向上を図るためには、限られた経営資源や地域資源を有効に活用し、組織や制度、仕組みなどを時代に合った最もふさわしいものへと変革していく新たな行政改革が必要である。

現在、人口減少、少子・高齢化、公共施設の更新問題等、多くの課題に直面しているが、これらの課題を解決し「次世代へつなぐ」ために、以下の諸項目について果敢かつ柔軟に対処し、最上位計画である「未来創造 福知山」の実効性を行政運営面から担保する必要がある。

### (1) 一般会計の概算要求の状況

7～9月にかけて実施した平成28年度当初予算の概算要求では一般会計において歳出超過額（財源不足）が27年度の概算要求に比べて大幅に拡大していた。概算要求基準を設けなかったことで歳入の過少計上や市長マニフェスト事業の要求が盛り込まれたことにも起因するが、この現況を全庁で共有し、適切に本要求を行い、『量入制出\*』の予算を編成すること。

※「入るを量りて出ざるを制す」。収入を計算し、それに見合った支出を計上する健全財政の心構え。

### (2) 事業のスクラップアンドビルド

第6次行政改革大綱に基づき、限られた経営資源を最大限に有効活用し、常に最小の経費で最大の効果を上げなければならない。行政評価（事務事業評価）を援用し、成果に照らして予算、組織、人員のあり方や事業手法を検証すること。

#### ① 新規・拡充事業の選択と集中

- ・新規・拡充事業は市民協働事業、防災機能強化事業、公共施設マネジメント推進事業、投資的経費、国府制度等で義務付けられた最優先事業をのぞき原則として計上しない。
- ・当初予算に計上が必要な新規・拡充事業は目的、費用対効果、後年度負担などを十分検討し、既存事業の見直しによりその財源を捻出する。

#### ② 成果指標を重視した予算要求

- ・一般庁用経費をのぞき要望事業は実施期間と期間内に達成すべき成果指標を予算要求時に設定することとする。その上で事業の優先順位はもちろん成果指標の実現性、達成に向けた進捗の度合い、費用対効果を吟味して予算を要求すること。

#### ③ 事務事業執行体制のスリム化

- ・部課を跨いで同一目的の事業を実施している場合は、関係課相互の調整を図り事業統合に努めること。
- ・時間外手当及び事務補助としての臨時職員賃金は引き続き縮減を図る。
- ・時間外勤務の実態を考慮し、第5次行政改革の目標設定（12.5時間／人月）や、全庁平均に比べて値が大きい課においては、法令や権限委譲に伴う事業をのぞいて新規・拡充

事業の要望は自粛するか、要望する場合は既存事業の整理縮小を図ること。

- ・イベントは、事業内容を精査し、開催期日の統一化による選択と集中を検討するほか、地域参加・企業参加などによる開催方法の導入、経費の参加者負担等、行政主体から市民主体へと運営方法の転換を図る。

### (3) 公共施設マネジメントの推進

#### ① 福知山市公共施設マネジメント実施計画の実行

- ・『過去の取組を踏まえ、現在の暮らしを守り、未来の世代に責任を持つ』を基本姿勢として公共施設マネジメント実施計画（H27～H31）を策定し、公共施設の計画的な総量削減のうち当初5年の短期計画にすでに着手しており、これに継続的に取り組むこと。
- ・地域住民による施設の管理運営が適切な場合や民間事業者が持続的に経営することが可能かつ妥当な場合には、施設の移譲を進め、当該施設の機能・サービスの継続やニーズ変化に機敏に対応すること。
- ・基本的な考え方と実務面での留意事項は10月策定のガイドラインを参照すること。

#### ② 事業審査と予算審査

- ・関連事業については実施計画に基づき、ガイドラインに則して、必要に応じて地方債等の財源を検討の上、公共施設の更新・最適化・除却等に関わる所定の個別計画を作成し予算要求を行うこと。
- ・関係事業については財務部資産活用課の事業審査を経て財政課への予算審査に移行することとする。

### (4) 財源確保対策

#### ① 用途廃止財産の処分

- ・公共施設マネジメントにより廃止と定めた公共施設等は、この財産が市民共有の貴重な財産であることを踏まえ、最大限の利益を財産の付託者である市民に還元するため、積極的な処分と価値の最大化を図ること。

#### ② ケースに応じた用途廃止財産の処分

- ・すでに貸し付けている普通財産は、貸付先への優先的移譲を検討すること。また新たに公益的な利用が期待される用途廃止財産や譲渡が困難な公有財産にあっては、処分までの貸付又は定期借地により、財産の経済的価値を発揮させること。

#### ③ 普通財産の無償又は減額貸付の適正化

- ・既に貸付けている用途廃止財産（普通財産）のうち、貸付料を減額（免除）しているものについては、福知山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の運用について（平成27年6月17日付け財務部長（福知山市公共施設マネジメント推進本部副本部長）名事務連絡）により、普通財産貸付けにおける平成28年度以降の減免基準を策定したので、減免の必要性・妥当性・有効性・公平性を再確認し、既得権化・常態化しているものについてはその取り扱いを見直すこと。

#### ④ 施設余剰空間の貸付

- ・施設機能の統廃合により生じた公共施設の未利用スペースについては、施設本来の目的を阻害しないよう検討した上で、利用者の利便性向上と財源の確保を目的として自動販売機の設置等に供するスペースとしての貸付を推進すること。

#### ⑤ 広告収入の積極的な確保

- ・「福知山市有料広告掲載要綱」及び「同広告掲載基準」に基づきさらに積極的に、市が保有する公有財産、物品、印刷物等を広告媒体として活用し財源確保を図ること。

#### ⑥ ふるさと納税の強化

- ・市外から福知山市に注目し、応援する人々の参画と絆を深める取り組みとして、平成26年度から記念品制度を導入し、随時拡充してきたところであるが、寄附しやすい環境整備により、一層の利便性を高めるとともに、地元産品事業者への還元や寄附による事業展開による地方創生の取り組みとしての構築体制に努めること。

## ⑦ 市税等の収納率向上

- ・市税収入をはじめ各種債権の収納率の向上を図る。
- ・市税以外の債権について、福知山市債権管理条例に基づき、債権回収の早期着手など、適切な債権管理に努めること。

## (5) 特別会計・企業会計の経営健全化

### ① 独立採算の原則

- ・特別会計・企業会計については、原則、独立採算が基本であることを踏まえ、一般会計との負担区分を明確にし、受益者負担の適正化を図り安易に一般会計からの繰出金に頼ることなく、特別会計設置の本来の趣旨に則り、使用料の適正化、事業の一層の効率化及び健全経営の確保に努めること。
- ・一般会計からの繰出金、負担金は、今後の普通交付税の縮減、市税収入の減少に伴い、総額として削減の方向にあるため、特に基準外繰出しについては中期的な縮減を想定した経営計画を立て、予算を編成すること。
- ・企業会計の予算のうち一般会計補助金・負担金については一般会計の予算編成と連動しているため、あらかじめ財政課と協議して決定すること。

### ② 経営健全化の推進

- ・地域情報通信ネットワーク事業については、「e-ふくちやま」事業の譲渡先が決定し次第必要な事業費を適切に計上するとともに、譲渡準備経費、譲渡前の市債完済に向けた経費、財源も見込むこと。
- ・平成 29 年度に予定される簡易水道の上水道への経営統合を控え、所要の経費を適切に計上すること。

### ③ 累積赤字の解消

- ・土地区画整理事業は、土地売却を鋭意進め、早期に赤字解消を図る。

## 7 国・府の情勢を的確に把握し制度変更等に適切に対応

- ・国の公共事業などの政策経費について、社会保障関係経費をのぞき前年度に比べて 90%の概算要求基準となっているのでこれを踏まえ現実的な要望を行う。
- ・このほか国、府の予算、地方財政対策、地方創生等一括交付金などの制度改革等について、情報収集を徹底し、動向に留意しながら、制度を活用し付加価値を創出する事業を積極的に計上すること。また、制度改革に伴う施策が本市にとって真に必要な事業かどうかをよく吟味するとともに、国事業に上乘せして実施してきた事業についても必要性、妥当性を再検討する。
- ・国、府の既存制度の見直しにより特定財源が削減される場合は事業の存廃増減を改めて精査する。

## 8 具体的事項

### (歳入に関すること)

法令などの根拠及び積算の基礎を明確にし、積算にあたっては、対象・数量及び補助率等を十分に検討し、過大または過少見積にならないよう適正な財源確保に努めること。

#### (1) 市税

アベノミクスによる景気回復は中国経済の減速により足踏み状態となりつつあり、地方への波及もなお期し難く、固定資産税の中長期的な減収基調は継続の見通しである。

見積りにあたっては、税制改正はもとより今後の国政並びに世界経済の動向を注視するとともに、当地域における経済状況や市民生活実態を詳細に分析し、適切に行うこと。

また、税負担の公平を期すため固定資産税をはじめ各税目において課税客体の捕捉漏れを防ぐとともに、京都地方税機構との連携を密にとり課税収納業務の効率化に努め、徴収率の向上に最大限



の努力を払うこと。

## (2) 地方譲与税、地方交付税等

国の概算要求における交付税総額の動向等に特に留意し、国の予算編成及び関係法令の改正等の動向を見極め、過去の実績等も考慮の上、的確に見積もること。地方消費税交付金等の動向を的確に捕捉し予算計上に努めること。

## (3) 分担金及び負担金

受益者負担の原則を貫き、事業内容、受益度合等を十分考慮、検討し、該当事業に即した的確な収入見込額を計上すること。特に、毎年度の経常的収入については、漏れなく予算計上すること。

## (4) 使用料及び手数料

使用料で賄うことができない施設の維持管理経費については、市民全体の負担になることを踏まえ、利用者（受益者）に応分の負担を求め、公平性の確保を図ること。また施設管理運営の財政基盤の安定化の観点から使用料等の適正化について検討すること。また施設使用料等の減免は、十分にその必要性を検討のうえ最小限にとどめること。

## (5) 国・府支出金

国・府の予算編成や行財政改革の動向等を的確に把握した上で情報収集を行うとともに、補助制度についての研鑽を深め、本市のニーズと課題を解決する支援制度を厳選すること。

見積にあたっては交付基準に基づいた積算とするとともに、一般財源化（交付税制度を通じての財源措置）の動向にも注意し措置内容を捕捉のうえ事業要求すること。

また、従来から一般財源で対応していた事務事業についても、活用できる補助制度の有無を十分検討し、補助制度の有効活用を図るため国府機関に積極的に働きかけること。

## (6) 財産収入

財産の売払い、貸付けについては、現状を的確に把握し、財務規則等例規に照らして適正な価格で見積もり、広い視点で付託者である市民に最大限の還元が図られるよう、資産活用課と調整の上、積極的な収入確保に努めること。

## (7) 諸収入

雑入は安易な過少見積を慎み、従来の実績を勘案し適正に見込むこと。

印刷物等の広告媒体を見直し、広告収入の確保に努めること。

## (8) 繰入金

財政調整基金および減債基金については平成 32 年度末までにその現在高を平成 24 年度末の水準（40.9 億円程度）に復元することを目指すため、当初予算での繰入れは臨時的に必要な場合をのぞき原則抑制すること。

特定目的基金についても、将来負担比率の上昇抑止に繋がることからその残高の維持に配慮し、中長期的な活用を念頭に、安易な取り崩しによる事業展開を慎むこと。

## (9) 市債

後世に過度な負担を強いることがないように市債発行額の抑制に努めること。また、発行する場合は、事業の適債性や最適な起債メニューを財政課と協議し、地方交付税措置のある有利な市債の発行に努めること

## （歳出に関すること）

歳入増が見込めない厳しい財政状況であるので、事業の必要性、効率性、有効性、優先度、類似性を十分検証し、客観的な視点で事務事業の見直しに努めること。

#### (1) 人件費

職員の給与関係経費については、財政において大きな比重を占め、その動向は財政運営に大きな影響を与えることから、人員の適正化に努めること。

平成28年1月1日現在の現員、現給を基礎として、定期昇給を見込み計上すること。また、超過勤務手当については、特殊要因を除き着実に削減できるよう特に精査すること。

#### (2) 物件費（賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、備品等）

引き続き業務の徹底した見直しを行い、必要最小限の額となるよう節減に努めるものとする。また、以下の点に留意すること。

- ・臨時職員の雇用は費用対効果を考慮して超過勤務の縮減などが可能となれば認めることとする。ただし複数課での共同活用を念頭に置くこと。また特定財源や交付税措置のない新規事業立ち上げに付随する賃金の要望は認めない。
- ・食糧費はやむを得ない場合のみ計上するものとする。燃料費等については会計室の平成27年10月1日単価を適用し適正に見積もること。
- ・電算関連経費の適正化を進めることとしているため、新規に電算関連経費を要望する場合は、情報推進課の承認を得ること。承認がない場合は、予算要求を受け付けないので留意すること。

#### (3) 補助費等（報償費、保険料、負担金、補助金、交付金など）

- ・謝礼金単価は、その妥当性を十分検討し見積もること。
- ・法令外負担金は、その必要性を再検討し真に必要なもののみ計上すること。
- ・補助金は補助金要綱等による明確な基準による交付を原則とし、前年度実績を安易に計上することなく、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査し、説明責任が果たせるよう努めること。とりわけ前年度黒字を報告している団体、実績報告で効果が確認できない事業への補助金は原則計上留保または減額計上すること。

#### (4) 扶助費

- ・基本的に現行制度によりその所要額を算定することとするが、制度改正が見込まれるものについては、改正内容を十分把握した上で、対象人員等の把握には十分留意し、必要経費をよく精査の上、的確な積算をもとに所要額を計上すること。
- ・なお、給付の厳格化に一層取り組むとともに受給要件や給付水準などあらゆる観点から再検討を行い、社会的経済的実情に合わなくなったもの、効果の乏しいもの等については徹底した整理、縮減を行うこと。特に制度が変更される事業は、制度変更事項を適切に見込むとともに、変更事項が既存事業と重複する場合は、既存事業の精査を行うこと。

#### (5) 投資的経費

- ・厳しい財政状況を踏まえ、総合計画に計上されていても、その必要性、緊急性、事業効果を再検討し、将来の負担軽減のため事業を厳選すること。
- ・継続的なハード事業については、将来にわたる事業費と財源を包括的に掌握の上計上すること。
- ・公共施設（ハコモノ）の新設・増築・改築・大規模改修にあたっては、公共施設マネジメント基本方針に基づく施設総量の削減に十分留意し、要求すること。
- ・また、建築行為に係る開発許可などの法的規制について、事前に都市計画課その他関連部署と協議の上、要求すること。
- ・事業繰越とならないよう、現人員で確実に年度内執行できる事業量を適正に見込むこと。
- ・事業の優先順位、工事箇所の優先順位を明確にすること。
- ・補助事業にあっては、国の政策経費が1割減となることなど国府の予算の動向を十分把握するとともに、国府の補正予算等も積極的に活用し事業の早期着手と財源確保に努めること。
- ・見積もりにあたっては、事業規模、数量、延長など適正な数値を把握し、最小限の見積もること。